

(仕様書別紙 1)

施設設備の保守点検管理業務仕様書

I. エレベーター保守点検

建築基準法の規定に基づき、当該施設の機器・装置の点検をはじめ、清掃・給油・調整・消耗部品等の交換、品質検査など、機能を維持するため保守点検業務を行う。(建築基準法 12 条 2 項に基づく昇降機等の定期報告の代行を含む)

※遠隔監視メンテナンス設置

1. 対 象

(1) 点検・整備対象

- ①昇降路関係
- ②カゴ関係
- ③カゴ室関係
- ④乗場関係
- ⑤ピット関係
- ⑥付加装置

(2) 建築基準法に基づく定期検査立会い

2. 実施期間

- | | |
|-------------|--------|
| ①定期点検 | 毎月 1 回 |
| ②定期検査及び報告代行 | 年 1 回 |

II. 消防設備保守点検

消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく消防用設備の作動、機能、外観及び総合点検業務を実施する。

1. 業務内容

- ① 消火器
- ② 非常警報器具及び設備
 - ・ 非常電源
 - ・ 非常ベル・自動式サイレン
 - ・ 配線

2. 保守点検の時期 定期点検 年 2 回及び緊急時

III. 駐車場システム保守点検

駐車場システムの正常な動作のため、破損及び故障等による障害の未然防止と機能保持のため、保守点検及び調整業務を実施する。

1. 保守対象機器

(1) 入口機器

- (2) 出口機器
- (3) カーゲート
- (4) その他の機器

2. 保守点検の時期 年4回（4月・7月・11月・2月）及び緊急時

IV. 街なか子育てひろば清掃業務（トイレ）

施設の維持、保全及び環境衛生に留意し、清潔、爽快な環境を保持するため実施する。

1. 業務内容

トイレ清掃

2. 実施時期

作業時間は原則、月曜日から金曜日の8時30分から11時30分の間。

V. 街なか子育てひろば清掃委託業務（床・廊下等）

施設の維持、保全及び環境衛生に留意し、清潔、爽快な環境を保持するため実施する。

1. 業務内容

施設内床、廊下清掃（ワックス塗布を含む）

窓ガラス清掃

2. 実施時期 年1回